

船舶インシデント調査報告書

平成29年8月24日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（機関故障）
発生日時	平成28年10月13日 07時30分ごろ
発生場所	北海道えりも町 ^{しよや} 庶野漁港東北東方沖 庶野港外東防波堤南灯台から真方位075° 6.9海里付近 (概位 北緯42° 04.0′ 東経143° 27.0′)
インシデントの概要	漁船第三十三日東丸は、南進中、主機の運転ができなくなり、運航不能となった。
インシデント調査の経過	平成29年1月25日、主管調査官（函館事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	漁船 第三十三日東丸、317トン
船舶番号、船舶所有者等	128591、日東水産株式会社
乗組員等に関する情報	機関長、四級海技士（機関）
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 西南西、風力 2 海象：波高 約2m
インシデントの経過	<p>本船は、船長及び機関長ほか7人が乗り組み、主機を回転数毎分（rpm）約650として庶野漁港東北東方沖を南進中、主機に異音及び振動が発生するようになり、主機の回転数を約500rpmに下げたものの改善されず、主機の運転ができなくなった。</p> <p>本船は、平成28年10月13日07時30分ごろ、船長が自力での航行を断念し、近くで操業中の僚船にえい航され、18時50分ごろ青森県八戸市八戸港に入港した。</p> <p>主機は、機関製造会社及び修理業者が開放して点検を行った結果、7番シリンダの排気弁弁棒1本の弁傘部が欠損し、その他の排気弁弁棒及び吸気弁弁棒も曲損していること、過給機のタービン翼が欠損していることなどが認められた。</p>
分析	本船は、庶野漁港東北東方沖を南進中、主機7番シリンダの排気弁弁棒の弁傘部が欠損したことから、欠損した破片が過給機に入り込んでタービン翼が損傷し、主機の運転ができなくなって運航不能となったものと考えられる。
原因	本インシデントは、本船が、庶野漁港東北東方沖を南進中、主機7番シリンダの排気弁弁棒の弁傘部が欠損したため、欠損した破片が過給機に入り込んでタービン翼が損傷し、主機の運転ができなくなったことにより発生したものと考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考え

られる。

- ・ 吸気弁及び排気弁は、使用時間の管理を行い、定期的に交換することが望ましい。